

上川町住宅建築促進支援事業補助金のご案内

上川町では、安全・安心で快適な住環境の確保と子育て世帯を中心とした移住・定住を促進することを目的に、町内において住宅を新築した方へ**最大 250 万円補助金を交付**いたします。

補助金額

基本額

新築費用（補助対象経費）×1/20 以内（限度額 100 万円）

加算額

加算項目	要件	加算額
子ども加算	高校生以下の子どもが同居する場合 (1 年以内に転出する予定の場合は対象外となります)	子ども 1 人につき 30 万円
移住加算	上川町へ居住したことがない方で、上川町へ移住して定住の意思を示し 3 年以内に住宅を新築する方	一律 100 万円
Uターン加算	過去に 5 年以上本町に居住していた方で、上川町に転入して定住の意思を示し 1 年以内に住宅を新築する方	一律 50 万円
定住加算	1 年以上町内の公営住宅又は賃貸物件等に居住しており、住宅を新築する方	一律 30 万円
町内事業者加算	町内事業者で住宅を新築する場合	一律 30 万円

合算額

基本額と加算額を合算した金額が、**補助金額（最大 250 万円）**となります。

※ 国、北海道、その他の機関から補助金又は助成金を受けた場合は、補助対象経費からその金額を差し引いた額が補助対象経費となります。

注) 5 年以内に転出した場合は、交付した補助金を返還して頂く場合があります。

助成対象者

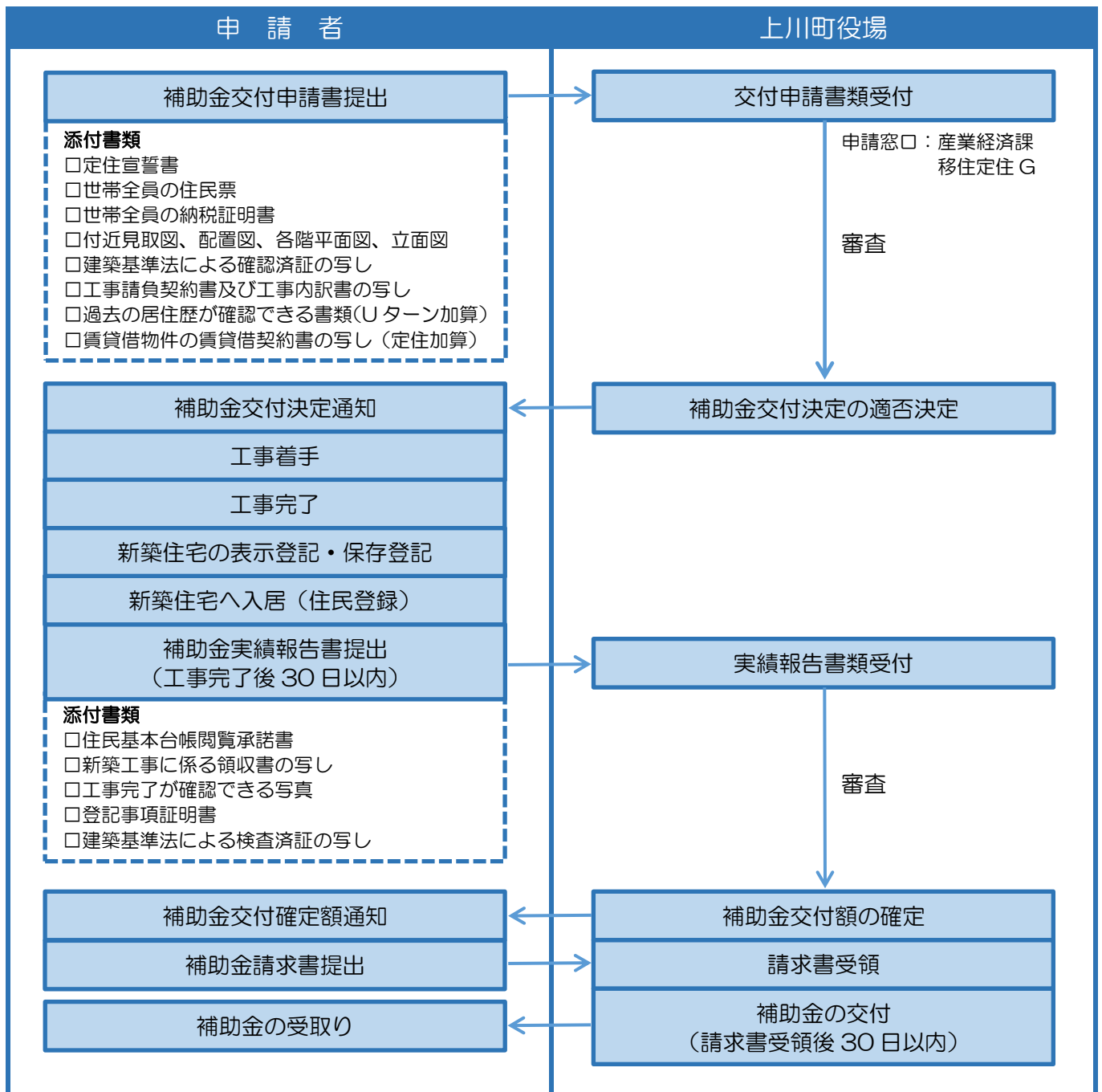
次のいずれの項目にも該当する方が補助対象者となります。

- ・住宅を新築する個人で、本補助金の交付を受けた日から 5 年以上定住する意思のある方
- ・居住する地域の町内会組織に加入する方
- ・公共事業により補償を受けて新築するものでないこと
- ・申請者と同一世帯の全員が公租公課に滞納がないこと
- ・暴力団員等でない方

助成対象住宅

- ・自己の居住用として町内で新築する住宅（自己で所有する住宅）
- ・住宅の新築に要した費用（消費税含む）が 1,000 万円以上であること
ただし、車庫、門扉、塀、造園等の外構工事の費用、太陽光発電設備工事の費用、融雪槽及びロードヒーティング等の融雪対策工事の費用は対象外となります。
- ・併用住宅は、居住部分のみ対象となりますが、詳しくは担当までお問い合わせください。

申請から交付までの流れ



※ 申請書等の様式については、上川町のホームページでダウンロードできます。

北海道上川町 産業経済課移住定住グループ

〒078-1753 北海道上川郡上川町南町 180 番地

電話番号：01658-7-7667 (直通) ファクス：01658-2-1220

メール teiju@town.hokkaido-kamikawa.lg.jp

ホームページ <https://www.town.hokkaido-kamikawa.lg.jp>

